

妊産婦健康診査について

◎妊婦健康診査

妊婦健康診査を定期的を受診することで、あなたの妊娠経過がわかり、治療や注意が必要な場合にも早期に対処することができます。かかりつけ医と相談しながら必要な検査を受け、体調管理に気をつけて、安心して明るく楽しい妊娠生活を送りましょう。

妊婦健康診査は一般的に、次のような間隔で定期的を受診します。

- 妊娠23週（6か月末）まで …… 4週間に1回
- 妊娠24週（7か月）から妊娠35週（9か月末）まで …… 2週間に1回
- 妊娠36週（10か月）から分娩まで …… 1週間に1回



<対象者>

健康診査の受診日に矢巾町内に住所登録のある妊婦

※他市町村に転出した際は矢巾町の健康診査票は使用できません。必ず転出先の市町村窓口でご相談ください。

<受診回数と受診時期>

受診回数	受診時期
第1回	妊娠8～11週
第2回	妊娠12～15週
第3回	妊娠16～19週
第4回	妊娠20～23週
第5回	妊娠24～25週
第6回	妊娠26～27週
第7回	妊娠28～29週
第8回	妊娠30～31週
第9回	妊娠32～33週
第10回	妊娠34～35週
第11回	妊娠36週
第12回	妊娠37週
第13回	妊娠38週
第14回	妊娠39週
子宮頸がん検診	妊娠初期
多胎妊婦健診 第1回～第5回	医師が必要と認める時期

- 妊婦一般健康診査は14回、子宮頸がん検診は1回を受けることができます。
- 妊婦健康診査では、「妊婦一般健康診査受診票」に記載されている検査等を行います
- 健診受診の際の状況により、医師の判断で行われる検査等については自己負担が生じる場合があります。
- 多胎の妊婦に関しては、妊婦一般健康診査（第1回～第14回）に加え、医師が必要と認める時期に実施する妊婦健康診査（1人につき5回以内）も交付します。

<受け方>

受診時の週数に合わせて、矢巾町から交付された「妊婦一般健康診査受診票」を検査する医療機関へ提出してください。医療機関では、健康診査の結果を母子健康手帳に記入します。

※妊婦一般健康診査受診票は、岩手県外の医療機関等では助成を受けることができません。

里帰り等で県外の医療機関の受診を希望される場合の手続きについては、別紙「里帰り等により岩手県外の医療機関で妊産婦及び乳児健康診査を受ける方へ」を確認願います。

◎産婦健康診査

産婦健康診査は、おおむね産後2週間と産後1か月の2回受けることができます。産後健診を受診して、産後の体調の変化に気をつけ、安心して子育てに取り組めることが大切です。

<対象者>

健康診査の受診日に矢巾町内に住所登録のある産婦

※他市町村に転出した際は矢巾町の健康診査票は使用できません。必ず転出先の市町村窓口でご相談ください。

<内容>

ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

ウ 体重・血圧測定

エ 尿検査（蛋白、糖）

オ エジンバラ産後うつ病質問票

※次の場合は対象外です。

- ・健康保険適用の診療
- ・海外で受診した産婦一般健康診査

<公費負担額>

5,000円を上限に公費負担します。

※公費負担額を超過した場合は、超過した額を受診した医療機関へお支払いをお願いします。

健康診査費用が5,000円未満の場合は、その額となります。

<受け方>

矢巾町から交付された「産婦一般健康診査受診票」を検査する医療機関へ提出してください。

医療機関では、健康診査の結果を母子健康手帳に記入します。

※産婦一般健康診査受診票は、岩手県外の医療機関等では助成を受けることができません。

里帰り等で県外の医療機関の受診を希望される場合の手続きについては、別紙「里帰り等により岩手県外の医療機関で妊産婦及び乳児健康診査を受ける方へ」を確認願います。

【申請窓口・問い合わせ先】



矢巾町役場 こども家庭課 親子すこやか係（さわやかハウス）

〒028-3615 矢巾町大字南矢幅1-4-78

電話 019-611-2826 Fax 019-611-2779

（問い合わせ、窓口開庁時間 平日 8:30～17:15）